

議 事 日 程

平成 2 8 年 9 月 5 日

午後 1 時 3 0 分 開 会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 教育長報告

第 5 議 案 上 程

第32号議案 島原市いじめ問題調査会調査会委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 9月行事予定について

② 学校施設環境改善交付金にかかる施設整備計画の事後評価について

③ 平成28年度（平成27年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

④ 第2期島原市教育振興基本計画について

(2) その他

島原市教育委員会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成28年9月5日 定例会

教育委員会 9月定例会 報告事項

[8月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	火	建設工事指名選定委員会	9:00	本庁第2応接室	教育次長
2	火	企画委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長
3	水	市長を囲む懇談会	19:00	霊丘公民館	教育長、教育次長
4	木	教育委員会8月定例会	13:00	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長 議案審議1件及び報告事項他
4	木	市長を囲む懇談会	19:00	白山公民館	教育長、教育次長
5	金	臨時市議会本会議	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、課長
5	金	市防災会議	14:30	有明総合文化会館	教育長
5	金	建設工事指名選定委員会	17:00	本庁第2応接室	教育次長
8	月	市長を囲む懇談会	19:00	農村環境改善センター	教育長、教育次長
8	月	三会小中庭芝生化保護者説明会	20:00	三会小学校	課長、班長
15	月	島原市奨学生決定通知書授与式(1名)	9:30	教育長室	教育次長、倉本主任
16	火	島原市奨学生決定通知書授与式(1名)	9:30	教育長室	教育長、課長、倉本主任
17	水	島原市奨学生決定通知書授与式(1名)	9:30	教育長室	教育長、課長、倉本主任
17	水	人事評価ヒアリング	9:45	有明2階小会議室	教育長、教育次長、各課長
18	木	広報編集委員会	9:00	本庁別館3階待機室	班長
18	木	島原市奨学生決定通知書授与式(7名)	10:20	教育長室	教育長、倉本主任
18	木	市長を囲む懇談会	19:00	杉谷公民館	教育長、教育次長
19	金	条件付職員面接	13:30	本庁第2応接室	教育長
23	火	島原市奨学生決定通知書授与式(1名)	9:30	教育長室	教育長、倉本主任
23	火	市長を囲む懇談会	19:00	安中公民館	教育長、教育次長
24	水	市長を囲む懇談会	19:00	森岳公民館	教育長、教育次長
25	木	建設工事指名選定委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長
26	金	第2期島原市教育振興基本計画第2回検討会	13:30	グリーンウェーブ	教育長、教育次長、各課長、各班長、倉本主任
30	火	安全衛生委員会	13:30	本庁別館3階待機室	課長
		《付記事項》			
9	火	教育文化振興事業団役員等懇親会	18:30	佐藤	教育長
11	木	有明町少年ソフトボール連合旗杯	8:00	有明の森運動場	教育次長
19	金	緑水会	12:00	グレートダイニング城見	教育長
20	土	くすのきカップ小学生大会(男子バレー)	9:00	有明体育館	教育次長
21	日	島原市体操協会 夏の体操教室開校式	9:00	島原高校	教育長
26	金	教育委委員会残暑払い	18:30	ホテル南風楼	教育委員会職員
27	土	宅島建設杯サッカー選手権大会	18:30	復興アリーナ	教育次長

月	日	曜	報	告	事	項	内	容	な	ら	び	に	参	考	事	項
	1	月	長崎県の児童生徒の学力向上を図る授業改善研修会<中学校>				9:00	有明文化会館	酒井							
	2	火	五市給食会視察(～3日)				7:00	福岡・久留米方面	城臺 田浦							
	2	火	島原市外国語活動研修会				14:00	有明公	課長 酒井							
	4	木	定例教育委員会				13:30	有明庁舎	教育長 次長 課長							
	4	木	平成28年度九州中学校サッカー競技大会(～6日)				16:00	陸上競技場	次長 課長 中村 中尾							
	4	木	学校保健会総会				14:00	島原文化会館	横田							
	5	金	長崎県公立学校教頭会研究大会				9:30	有明文化会館	課長 中村							
	8	月	高校入試中高連絡協議会				13:30	有明公	中尾							
	11	木	学校閉庁日(～16日)													
8	18	木	就学相談				9:00	有明文化会館	酒井							
	18	木	教務主任研修会				9:00	杉谷公	中尾							
	19	金	学校給食市長・副市長レク				16:00	本庁	課長 松尾 城臺 小川							
	22	月	就学相談				9:00	有明文化会館	酒井							
	24	水	親子粘土教室				13:30	復興アリーナ	教育長 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田 城臺							
	26	金	海外訪問交流事業報告会				10:00	有明公	教育長 課長 松尾 中尾 酒井 横田							
	26	金	教育振興基本計画第2回検討委員会				13:30	有明文化会館	課長 中村 松尾							
	29	月	初任研地区研ジオパーク研修				13:00	杉谷公	松尾 酒井 横田							
	29	月	教育講演会会場設営				10:00	有明文化会館	中村 松尾 中尾 横田 城臺							
	29	月	教育講演会役員打合せ				14:00	有明庁舎	中村							
	31	水	島原市教育講演会				13:40	有明文化会館	教育長 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田 城臺							
付	1	月	香港ユネスコ世界ジオパーク姉妹提携調印式				12:00	災害記念館	教育長 中尾 酒井							
記	3	水	ALT(エリオット)出迎え				10:00	長崎空港	中村							
	10	水	除籍本配布				9:00	島原図書館	中尾 酒井							
	17	水	人事評価ヒヤリング				9:30	有明庁舎	課長							
	21	日	親子体力向上セミナー				9:30	二小	横田							
	22	月	防災教育教材作成に係る意見交換会				10:00	雲仙復興事務所	横田							
	26	火	給食パン講習会				9:00	あつみ産業	城臺 田浦							
	29	月	ジオパーク協議会				10:00	災害記念館	酒井							
	30	火	全国中学校体育大会結果報告会				11:00	本庁	中尾							

島原市教育委員会 9月定例会報告事項

社会教育課

【平成28年8月】

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	月	スクールキッズ開講式	8:30	杉谷・霊丘・白山公民館	課長、徳永、喜多、松本指導員、野口指導員
1	月	スクールキッズ閉講式	11:30	有明公民館	課長、喜多、野口指導員
2	火	スクールキッズ開講式	8:30	三会・森岳・安中公民館	課長、徳永、喜多、松本指導員、野口指導員
2~3 (火~水)		長崎県人権教育研究大会	13:00	有家コレジオホール	喜多、松本指導員、野口指導員
4	木	スクールキッズ閉講式	11:30	杉谷・霊丘・白山公民館	課長、徳永、喜多、松本指導員、野口指導員
5	金	スクールキッズ閉講式	11:30	三会・森岳・安中公民館	課長、徳永、喜多、松本指導員、野口指導員
8	月	日米親善人形姉妹締結に関する打合せ	15:00	第一小学校	課長、吉田
10	水	公募型自主事業選定委員会	14:00	有明文化会館	次長、課長、宇土
18	木	青少年ココロねっこ指導員等講習会	13:30	森岳公民館	喜多
18	木	社会を明るくする運動反省会	16:00	福祉センター	課長
22	月	社会教育担当者会	14:00	白山公民館	課長、喜多、野口指導員
23	火	市美術展第2回運営委員会	19:00	森岳公民館	徳永、吉田
24	水	長崎県民大学運営委員会	13:30	長崎市	課長
27	土	島原市民文化講座	14:00	森岳公民館	徳永、宇土、吉田
30	火	県人権教育担当者研修会	11:00	長崎市	喜多

※ 各地区にて高齢者学級0回開催(担当:野口)・婦人学級5回開催(担当:松本)

【付記事項】

2	火	企画委員会	13:30	本庁	次長、課長、吉田
3	水	土地対策会議	13:30	本庁	次長、課長、宇土
3	水	健康づくり推進協議会	13:30	保健センター	徳永
3	水	市長を囲む地域懇談会	19:00	霊丘公民館	教育長、次長、課長
4	木	島原市要保護児童対策地域協議会	13:30	本庁	喜多
18	木	例規審査委員会	13:30	本庁	課長
21	日	有明地区子ども会対抗スーパーキックベース大会	8:00	有明の森運動場	課長、稲田
23	火	少年の主張長崎県大会	13:00	時津町	喜多、宮崎市青少協会長
23	火	市長を囲む地域懇談会	19:00	安中公民館	教育長、次長、課長
24	水	市長を囲む地域懇談会	19:00	森岳公民館	教育長、次長、課長
26	金	メンタルヘルスマネジメント実践研修	10:00	長崎市	徳永
26	金	島原半島暴走族対策連絡協議会	14:00	有明文化会館	早稲田相談員
28	日	杉谷地区少年風除け相撲大会	13:30	第四小体育館	課長、宮崎

教育委員会 9月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[8月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	火	市民体育祭実行委員会	19:00	森岳公民館	教育長・教育次長・課長・課員
3	水	島原市スポーツ推進計画検討委員会	14:00	有明庁舎3階大会議室	教育長・教育次長・課長・課員
4	木	定例教育委員会	13:00	有明庁舎1F会議室	課長
11	木	有明町少年ソフトボール連合会旗「野菊旗・楠の木旗」争奪大会	8:00	有明の森運動広場	教育次長
17	水	ラグビーワールドカップ関係機関連絡会議	13:00	諫早陸上競技場	課長・谷川
19	金	島原市ジュニアスポーツ振興事業「小・中学生派遣事業」報告会	18:00	有明庁舎3階大会議室	教育長・教育次長・課長・課員
20	土	第5回くすのきカップ小学生バレーボール大会	9:00	有明体育館	教育次長
20	土	第29回島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル	9:30	平成町多目的広場	課長・課員(～22日)
21	日	夏の体操教室	9:00	島原高校体育館	教育長
25	木	平成新山 島原学生駅伝大会実施委員会	14:00	島原文化会館	教育長・教育次長・課長・谷川・福島
26	金	教育振興基本計画第2回検討委員会	13:30	有明庁舎1F会議室	課長
27	土	宅島杯ジュニアユースサッカー大会	9:30	復興アリーナ	教育次長
31	水	長崎県スポーツコミッション全員協議会	13:00	長崎市	谷川
3	水	市長を囲む地域懇談会	19:00	霊丘公民館	福島
4	木	市長を囲む地域懇談会	19:00	白山公民館	福島
8	月	市長を囲む地域懇談会	19:00	三会公民館	福島
18	木	市長を囲む地域懇談会	19:00	杉谷公民館	課長・福島
23	火	市長を囲む地域懇談会	19:00	安中公民館	園田
24	水	市長を囲む地域懇談会	19:00	森岳公民館	谷川

平成28年9月行事予定表

平成28年9月5日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	木			朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △	
2	金	<u>9月定例市議会 開会 10:00 市議会議場 ◎○△</u> (委員長)			
3	土				
4	日				
5	月	<u>定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△</u>	<u>定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△</u>	<u>定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△</u>	<u>定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△</u>
6	火	9月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
7	水	9月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△	定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△		
8	木	9月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
9	金	9月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△		市民音楽祭第2回代表者会議 14:30 杉谷公民館 △	
10	土		科学作品展 10:00～17:00	三会・杉谷・壺丘・白山地区敬老祝賀会	野ぎくカップ小学生大会(女子バレー) 8:30 有明体育館 ◎
11	日		科学作品展 10:00～17:00	有明地区体育祭 9:00 有明の森運動場 △	
12	月	9月定例市議会 総務委員会 10:00 ◎○△	定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △		
13	火	9月定例市議会 産業建設委員会 10:00			
14	水	9月定例市議会 教育厚生委員会 10:00 ◎○△			夢の教室 9:30 三会小
15	木				夢の教室 9:30 三小
16	金	9月定例市議会 予算審査特別委員会 10:00 ◎○△			第2回生涯スポーツ委員会及び第2回団体実行委員会 13:30 貝野野球場 △
17	土			森岳地区敬老祝賀会	
18	日				
19	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日 安中地区敬老祝賀会	敬老の日
20	火				
21	水				
22	木	秋分の日	秋分の日	秋分の日	秋分の日
23	金	<u>9月定例市議会 閉会 10:00 市議会議場 ◎○△</u> (委員長)			
24	土				
25	日		<u>四小・杉谷地区区同運動会 8:30 開会式 ◎○△</u> <u>五小・安中ふれあい運動会 8:30 開会式 ◎○△</u>		
26	月				
27	火				
28	水			社会教育担当者会 9:30 三会公民館 △	
29	木			社会教育委員の会 13:30 有明公民館 △ 少年センター補導委員幹事会 18:30 平野食堂 △	
30	金		地区別市町教育長小中学校長同研修会 13:30 県教育センター ◎△		

島原市教育委員会

議案集（追加提出分）

第32号議案 島原市いじめ問題調査会調査会委員の委嘱について

平成28年9月5日 定例会

第32号議案

島原市いじめ問題調査会調査会委員の委嘱について

島原市いじめ問題調査会調査会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成28年9月5日 提出

島原市教育委員会
教育長 宮原照彦

提案理由

島原市いじめ問題調査会規則第2条第2項の規定により、調査会委員として委嘱しようとするものである。

島原市いじめ問題調査会調査会委員

役 職	氏 名	委嘱区分
学識経験者（退職校長）	菅藤 恒平	(1) 学識経験者
”	岩村 良之	(1) 学識経験者
少年センター指導監（相談員）	森本 和孝	(2) 関係行政機関職員
家庭児童相談員	松本 紀代子	(2) 関係行政機関職員
スクールソーシャルワーカー	荒木 純子	(4) 教育委員会事務局職員
学校教育課長	堀口 達也	(4) 教育委員会事務局職員
社会教育課長	松本 恒一	(4) 教育委員会事務局職員
学校教育課生徒指導担当	中尾 優介	(4) 教育委員会事務局職員
島原警察署生活安全課担当者	(適時)	(5)教育委員会が必要 と認めるもの

(任期：平成29年3月31日まで)

<参考>

島原市いじめ問題調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子どものいじめの防止等に関する条例（平成27年島原市条例第7号）第15条の規定に基づき設置する島原市いじめ問題調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子どもの心理、福祉等についての専門的知識を有する者
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 調査会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、調査会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 調査会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第4条第3項の規定により、調査会に出席した委員以外の者についても、前項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後、最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

平成27年度 島原市いじめ問題調査会

役 職	氏 名
学識経験者（退職校長会）	（小）菅藤 恒平
〃	（中）岩村 良之
少年センター指導監（相談員）	原賀 壽郎
家庭児童相談員	松本 紀代子
スクールソーシャルワーカー	吉岡 和恵
学校教育課長	堀口 達也
社会教育課長	松本 恒一
学校教育課生徒指導担当	牟田 満
島原警察署生活安全課担当者	（適時）

〈参考〉

○島原市子どものいじめの防止等に関する条例

平成27年3月23日条例第7号

島原市子どものいじめの防止等に関する条例

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、その成長は家庭のみならず、社会全体の夢と希望へとつながる、みんなの大切なからです。

いじめは、子どもの健やかな心身の成長や、人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、私たちの社会にあってはならないものです。子どもがいきいきと笑顔で遊び、安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることは、全市民が一体となって取り組むべき重要な課題です。

私たちは、お互いを尊重しながら共に支え合う、いじめのない社会を実現するため、あらゆる手段を講じながらいじめの根絶に取り組んでいかなければなりません。

そこで、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を推進していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止等に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいいます。以下同じです。）を図るための基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) いじめ 子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含まず。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。
- (2) 子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒並びに第5号に規定する保育所等に通う児童その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいいます。
- (3) 市立学校 島原市立小中学校条例（昭和39年島原市条例第34号）別表に掲げる小学校及び

中学校をいいます。

- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除きます。）で、本市の区域内にあるものをいいます。
- (5) 保育所等 市内の保育所、幼稚園、認定こども園などをいいます。
- (6) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいいます。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (8) 事業者等 市内に事業所を有する個人又は法人等で、事業を営むものをいいます。
- (9) 関係機関等 警察、法務局その他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいいます。
- (10) 重大事態 いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い又はいじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態をいいます。

（基本理念）

第3条 いじめは、子どもの健やかな心身の成長や、人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、いかなる理由によるかを問わず、絶対に行われないようにしなければなりません。

2 市、学校、保育所等、保護者、市民、事業者等及び関係機関等は、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止等に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現に努めなければなりません。

（市の責務）

第4条 市は、国、県、学校、保育所等、市民及び事業者等と連携し、いじめの防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければなりません。

2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければなりません。

3 市は、市立学校を除く学校で発生したいじめについても誠実に対応し、当該学校の設置者又は管理者に調査等を求めるとともに、当該調査等に協力するよう努めなければなりません。

4 市は、いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければなりません。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、保護者、地域住民、保育所等及び関係機関等との連携を図りつつ、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上及び教職員同士の連携強化を図り、学校

全体でいじめの防止等に取り組まなければなりません。

2 市立学校は、子ども及び保護者が安心して相談することができるよう環境を整えなければなりません。

3 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にすする心や、人権を守ろうとする心を育み、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、きめ細やかな指導を行わなければなりません。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを自覚し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めなければなりません。

2 保護者は、日常生活において愛情をもって子どもを育み、しつけなければなりません。

3 保護者は、互いの違いを認め合い、自他の尊厳を大切にすする子どもを育むよう努めなければなりません。

4 保護者は、市及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めなければなりません。

(保育所等の役割)

第7条 保育所等は、子どもをいじめ等から守ることについて理解を深め、いじめ等を見過ごさず、子どもが安心して育ち学ぶことができる環境づくりに努めるものとします。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校、保育所等又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとします。

(子どものつとめ)

第9条 子どもは、いじめをなくすために、つぎのことをまもりましょう。

(1) 子どもは、自分を大切にしましょう。

(2) 子どもは、まわりの人を思いやり、いっしょになかよくしましょう。

(3) 子どもは、いじめなどを見たら、見ていないふりをしないようにしましょう。

(4) 子どもは、ひとりでなやまず、親やまわりの人にすぐにそうだししましょう。

(いじめ防止基本方針の策定)

第10条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定

により島原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」といいます。）を策定するものとします。

（学校基本方針の策定）

第11条 市立学校は、法第13条の規定により市基本方針等を参酌し、当該学校の実情に応じたいじめの防止等の基本的な方向や取組を定めた方針（以下「学校基本方針」といいます。）を策定するものとします。

2 市立学校は、学校基本方針を策定したときは、これを公表し、保護者及び地域住民の理解と協力が得られるよう努めるものとします。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第12条 市は、法第14条第1項の規定により島原市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」といいます。）を設置するものとします。

2 協議会は、いじめの防止等に係る関係機関等の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該関係機関等の連絡調整を図るものとします。

（相談体制の整備）

第13条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止等に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとします。

（市立学校におけるいじめの防止等のための組織）

第14条 市立学校は、法第22条及び第28条第1項の規定により当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他関係者で構成する組織（以下「学校いじめ防止組織」といいます。）を設置するものとします。

2 学校いじめ防止組織は次に掲げる事項を所掌します。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (2) 重大事態が発生した場合における調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校または教育委員会が必要と認めるもの

（いじめ問題調査会）

第15条 教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定により島原市いじめ問題調査会（以下「調査会」といいます。）を設置するものとします。

2 調査会は次に掲げる事項を所掌します。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (2) 重大事態が発生した場合における調査に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(重大事態への対応)

第16条 市立学校又は教育委員会は、重大事態が発生したと認めるときは、市立学校にあっては教育委員会を通じて、教育委員会にあってはその旨を市長に報告するものとします。

2 市立学校又は教育委員会は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生
の防止に資するため、適切な方法により調査するものとします。

3 市長は、前項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、
自らの権限と責任において再調査を行い、その結果を議会に報告するものとします。

(いじめ問題再調査委員会)

第17条 市は、法第30条第2項の規定により島原市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」とい
います。）を設置するものとします。

2 委員会は、いじめに関する市長の諮問に応じ、その解決を図るために必要な調査、審査、審議
又は関係者との調整（以下「調査等」といいます。）を行うものとします。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係者に対する助言又は支援を委員会に行わせることが
できます。

4 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言
等を行うことができます。

5 委員会は、教育委員会からの協議に応じることができます。

(是正の要請)

第18条 市長は、委員会の調査等の結果を受け、必要があると認めるときは関係者に対して是正を
要請するものとします。

2 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるとともに、当該是正の要請に係
る対応状況を市長に報告するものとします。

3 市長は、是正を要請したときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するも
のものとします。

(委員会への協力)

第19条 市立学校、保護者、保育所等、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力する
ものとします。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が
生じないように最大限配慮するものとします。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめの防止等について必要な協力を求めることができます。

2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、委員会が行う調査等について、協力を求めることができます。

(個人情報に対する取扱い)

第21条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはなりません。

2 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはなりません。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(財政的措置)

第23条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)